

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	青少年携帯電話フィルタリングの緩和																
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>青少年健全育成を目的として、携帯電話におけるフィルタリングの義務化を中心とする、青少年ネット規制法が、2008年6月に成立し、2009年4月から施行されています。その目的は、青少年の健全育成で、2009年に、特に、中学生の携帯電話のフィルタリングの使用が進みました。</p> <p>一方、警察庁生活安全局少年課による、少年非行等の概要（平成21年1～12月）  <a href="http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/syonenhikou_h21.pdf">http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/syonenhikou_h21.pdf</a>  の資料第7ページ（PDFの15頁）の図11の表の「強姦」欄に、中学生の犯罪傾向の推移の統計があり、それによると、触法少年（13歳以下少年）による強姦犯罪は</p> <table border="1"> <tr><td>2002年</td><td>14件</td></tr> <tr><td>2003年</td><td>14件</td></tr> <tr><td>2004年</td><td>7件</td></tr> <tr><td>2005年</td><td>11件</td></tr> <tr><td>2006年</td><td>7件</td></tr> <tr><td>2007年</td><td>10件</td></tr> <tr><td>2008年</td><td>8件</td></tr> <tr><td>2009年</td><td>15件</td></tr> </table> <p>と犯罪件数が推移した結果が記載されています。</p> <p>すなわち、2002年から2008年まで概ね減少傾向にあった中学生の強姦犯罪が、中学生の携帯電話のフィルタリングが十分に普及した2009年に、突然に増加に転じています。</p> <p>中学生の健全育成を目的としても、携帯電話のフィルタリングによっては、その犯罪は減るどころか、かえって増えてきています。この統計からは、青少年の携帯電話のフィルタリングには、青少年の犯罪を減らす効果は無い、ということと言えます。</p>	2002年	14件	2003年	14件	2004年	7件	2005年	11件	2006年	7件	2007年	10件	2008年	8件	2009年	15件
2002年	14件																
2003年	14件																
2004年	7件																
2005年	11件																
2006年	7件																
2007年	10件																
2008年	8件																
2009年	15件																
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律																
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見	<p>効果が無い青少年フィルタリングを強行することは、青少年に無駄な抑圧感を植えるだけであって、害はあっても益は無いと考えます。</p> <p>青少年の携帯電話は、フィルタリングによって、その利便性が損なわれています。</p>																

直しの方向性についての提案	その利便性を損なうフィルタリングを利用するか否かは、青少年の育成に責任を持つ両親が決定すべきであって、行政からは、フィルタリングを強制することは望ましく無いと考えます。 統計データからは、フィルタリングが青少年の育成に害を与える蓋然性があるとも考えられますので。
---------------	--